



資料 5

健 支 第 9 6 7 号

平成30年12月10日

千葉県自殺対策連絡会議構成機関の長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正について (通知)

本県の自殺対策事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「千葉県自殺対策連絡会議設置要綱」を別紙のとおり改正したので通知いたします。

自殺対策連絡会議では、今後も専門的な立場からの御指導をお願いします。

千葉県健康福祉部健康づくり支援課

自殺対策班 柏原

電 話 043-223-2668

ファクシミリ 043-225-0322

千葉県自殺対策連絡会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された付属機関ではない。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
- (2) 関係団体等の情報交換に関すること
- (3) その他、自殺対策の連携に関し必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。

- 2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
- 4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。

第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。

- 2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。
- 3 部会は、検討する課題等に関する機関をもって構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県が定める。

第8条 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1-4日から施行する。

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

千葉県自殺対策連絡会議構成員

団体・機関名	
1	公益社団法人千葉県医師会
2	千葉県弁護士会
3	一般社団法人千葉県精神神経科診療所協会
4	千葉労働局労働基準部健康安全課
5	独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター
6	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院
7	国立大学法人千葉大学大学院医学研究院
8	千葉県市町村保健活動連絡協議会
9	社会福祉法人千葉いのちの電話
10	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
11	千葉県市長会町村会合同事務局
12	千葉市保健福祉局地域福祉課
13	千葉市こころの健康センター
14	千葉司法書士会
15	日本司法支援センター千葉地方事務所
16	一般社団法人千葉県薬剤師会
17	公益社団法人千葉県看護協会
18	千葉県中小企業団体中央会
19	一般社団法人千葉県商工会議所連合会
20	千葉県商工会連合会
21	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
22	一般社団法人千葉県労働者福祉協議会
23	一般社団法人千葉県介護福祉士会
24	株式会社千葉日報社
25	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
26	千葉県保健所長会
27	千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課
28	千葉県警察本部生活安全部人身安全対策課
29	千葉県衛生研究所
30	千葉県精神保健福祉センター
31	千葉県精神科医療センター
32	千葉県環境生活部くらし安全推進課
33	千葉県商工労働部雇用労働課
34	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
35	千葉県健康福祉部健康づくり支援課

千葉県自殺対策連絡会議設置要綱【改正後】

千葉県自殺対策連絡会議設置要綱【改正前】

(設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。
なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置されなければならない。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
(2) 関係団体等の情報交換に関すること
(3) その他、自殺対策の運営に関する必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。
2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。

3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。
第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。
2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。
3 部会は、検討する課題等に関係する機関をもつて構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。
(その他)
この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する必要な事項は、県が定める。
第7条 この要綱は、平成3年3月31日限り、その効力を失う。

(第8条)

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年7月20日から施行する。
この要綱は、平成19年2月9日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年7月23日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年1月14日から施行する。
この要綱は、平成22年1月24日から施行する。
この要綱は、平成23年6月27日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

(設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。
なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された付属機関ではない。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
(2) 関係団体等の情報交換に関すること
(3) その他、自殺対策の運営に関する必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。
2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。

3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。
第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。
2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。
3 部会は、検討する課題等に関係する機関をもつて構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。
(その他)
この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する必要な事項は、県が定める。
第7条 この要綱は、平成3年3月31日限り、その効力を失う。

(第8条)

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年7月20日から施行する。
この要綱は、平成19年2月9日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年7月23日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年1月14日から施行する。
この要綱は、平成22年1月24日から施行する。
この要綱は、平成23年6月27日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年7月20日から施行する。
この要綱は、平成19年2月9日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年7月23日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年1月14日から施行する。
この要綱は、平成22年1月24日から施行する。
この要綱は、平成23年6月27日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

千葉県自殺対策連絡会議構成員【改正後】

団体・機関名	団体・機関名
1 公益社団法人千葉県医師会	
2 千葉県弁護士会	
3 一般社団法人千葉県精神科医療研究所	
4 千葉労働局労働基準部健康安全課	
5 独立行政法人労働者健康安全管理機構千葉産業保健総合支援センター	
6 国立研究開発法人国際医療研究センター国府台病院	
7 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院	
8 千葉県市町村保健活動連絡協議会	
9 社会福祉法人千葉いのちの電話	
10 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	
11 千葉県市長会市町会合同事務局	
12 千葉市保健福祉局地域福祉課	
13 千葉市こころの健診センター	
14 千葉司法書士会	
15 日本司法支援センター千葉地方事務所	
16 一般社団法人千葉県薬剤師会	
17 公益社団法人千葉県看護協会	
18 千葉県中小企業団体中央会	
19 一般社団法人千葉県商工会議所連合会	
20 千葉県商工会連合会	
21 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	
22 一般社団法人千葉県労働者福祉協議会	
23 一般社団法人千葉県介護福祉士会	
24 株式会社千葉日報社	
25 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	
26 千葉県保健所長会	
27 千葉県教育庁教育振興部学校安全管理課	
28 千葉県警本部生徒安全対策課	
29 千葉県衛生研究所	
30 千葉県精神保健福祉センター	
31 千葉県精神科医療センター	
32 千葉県環境生活部くらし安全推進課	
33 千葉県工商労働部雇用労働課	
34 千葉県健康福祉部障害者福利推進課	
35 千葉県健康福祉部健康づくり支援課	

千葉県自殺対策連絡会議構成員【改正前】

団体・機関名
1 公益社団法人千葉県医師会
2 千葉県弁護士会
3 一般社団法人千葉県精神科医療研究所
4 千葉労働局労働基準部健康安全課
5 独立行政法人労働者健康安全管理機構千葉産業保健総合支援センター
6 国立研究開発法人国際医療研究センター国府台病院
7 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院
8 千葉県市町村保健活動連絡協議会
9 社会福祉法人千葉いのちの電話
10 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
11 千葉県市長会市町会合同事務局
12 千葉市保健福祉局地域福祉課
13 千葉市こころの健診センター
14 千葉司法書士会
15 日本司法支援センター千葉地方事務所
16 一般社団法人千葉県薬剤師会
17 公益社団法人千葉県看護協会
18 千葉県中小企業団体中央会
19 一般社団法人千葉県商工会議所連合会
20 千葉県商工会連合会
21 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
22 一般社団法人千葉県労働者福祉協議会
23 一般社団法人千葉県介護福祉士会
24 株式会社千葉日報社
25 千葉県保健所長会
26 千葉県教育庁教育振興部学校安全管理課
27 千葉県警本部生徒安全対策課
28 千葉県衛生研究所
29 千葉県精神保健福祉センター
30 千葉県精神科医療センター
31 千葉県環境生活部くらし安全推進課
32 千葉県工商労働部雇用労働課
33 千葉県健康福祉部障害者福利推進課
34 千葉県健康福祉部健康づくり支援課
35 千葉県健康福祉部健麻づくり支援課